

介護保険料滞納による保険給付の制限

介護保険法では、保険料の滞納期間に応じて保険から支払われる保険給付に制限をかけるしくみがあります。利用した介護保険のサービスがいったん全額自己負担になったり、保険からの給付が差し止められたり、減額されたりします。

●第1号被保険者(65歳以上の方)

滞納期間	給付制限の種類・内容	給付制限の実施手順
1年以上 (介護保険法 第66条)	<p>支払方法変更 (償還払い化)</p> <p>* 利用したサービスの費用(居宅サービス計画費を含む)の全額をいったん自己負担し、後で保険給付分の払い戻しを受けることになります。</p>	<p>要介護(要支援)認定時に、1年以上滞納していると見込まれる保険料があるときに適用されます。</p> <p>①介護保険給付の支払方法変更(償還払い化)予告通知書が送付されます。</p> <p>特別な事情等により納付が困難な場合は、介護保険料未納理由書により、弁明をすることができます。</p> <p>②弁明がない場合や弁明内容に法令で規定する適用除外の事由がない場合は、支払方法変更(償還払い化)の措置がとられます。</p> <p>③被保険者証に「支払方法変更」の記載がなされます。</p>
1年6か月以上 (介護保険法 第67条)	<p>保険給付の一時差止・滞納保険料への充当</p> <p>* 引き続き、費用の全額を自己負担しますが、保険給付分の支払い(償還払い)の全部または一部が差し止められます。さらに保険料を納付しない場合は、差し止められている保険給付から滞納保険料が差し引かれます。</p>	<p>被保険者証に支払方法変更の記載を受けている方で、サービス利用料の保険給付の支払申請時に、1年6か月以上滞納している保険料があるときに適用されます。</p> <p>①支払一時差止通知書が送付されます。</p> <p>②さらに保険料を納付しない場合で、差し止められている保険給付額と滞納保険料が同額程度となった場合に、差し止められている保険給付額から滞納保険料が差し引かれます。(介護保険未納保険料充当通知書が送付されます。)</p> <p>③充当により滞納保険料がなくなれば、被保険者証に記載されている「支払方法変更」を消除します。</p>
2年以上 (介護保険法 第69条)	<p>保険給付額減額等</p> <p>* 保険料未納期間に応じて一定期間、自己負担割合が引き上げられます。 (自己負担の割合が1割または2割の方は「3割」、3割の方は「4割」に自己負担割合が引き上げられます。)</p> <p>* 高額介護サービス費の支給対象となりません。 * 特定入所者介護サービス費の支給対象となりません。 * 居宅介護サービス計画費は減額の対象となりません。</p>	<p>要介護(要支援)認定時に、過去10年間に時効により徴収権が消滅している未納保険料があるときに適用されます。</p> <p>①給付額減額通知書が送付されます。</p> <p>徴収権消滅期間や納付済期間により算定された、減額適用期間が記載されています。</p> <p>②被保険者証に「給付額減額」の記載がされます。</p> <p>③給付額減額の対象となる未納保険料を納付することはありません。</p>

●特別な事情により納付が困難な場合はご相談ください。
給付制限の適用が免除される場合があります。(裏面参照)

◎お問い合わせは
武蔵野市健康福祉部高齢者支援課
電話 0422-60-1845